

東京都 保健医療計画

令和 6 年 3 月改定



4 精神疾患

- 精神障害者及び精神保健に関する課題を有する方が地域で安心して暮らすことができるよう、医療、福祉、介護など地域の関係機関が連携した包括的な支援を受けられる区市町村を中心とした地域の体制づくりを推進します。
- 緊急な医療を必要とする精神障害者等が、できるだけ身近な地域で迅速かつ適切な医療を受けられる体制づくりを推進します。また、災害時においても精神障害者が適切な治療を受けられるよう、災害時精神科医療体制づくりを推進します。
- 多様な精神疾患に対して、治療拠点の整備や普及啓発等により早期に専門医療につなげるための取組を推進します。
- 精神科病院における患者への虐待の未然防止、早期発見、虐待が発生した場合の対応等が適切に行われるための体制整備を進めます。

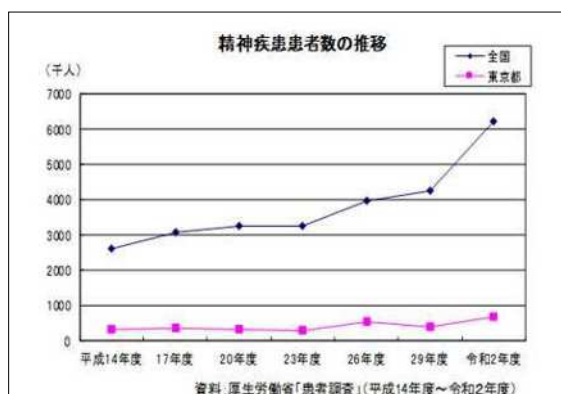
現状・これまでの取組

1 精神疾患の特性

- 気分が沈む、意欲が出ない、考えがまとまらないなど、精神疾患は症状が多様であり、発症や病状の変化に本人や周囲も気づきにくいといった特徴があるほか、症状が身体的な変調や行動の障害としても現れることがあります。
- 症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり受診した時には入院治療が必要な状態になっているという場合が少なくありません。

2 精神疾患の患者動向の状況

- 精神疾患は近年その患者数が増加しており、令和2年には全国の推定患者数が約 624 万人となっています。
都内の推定患者数は令和2年に約 69 万人であり、平成29年の約 38 万人から増加しています。

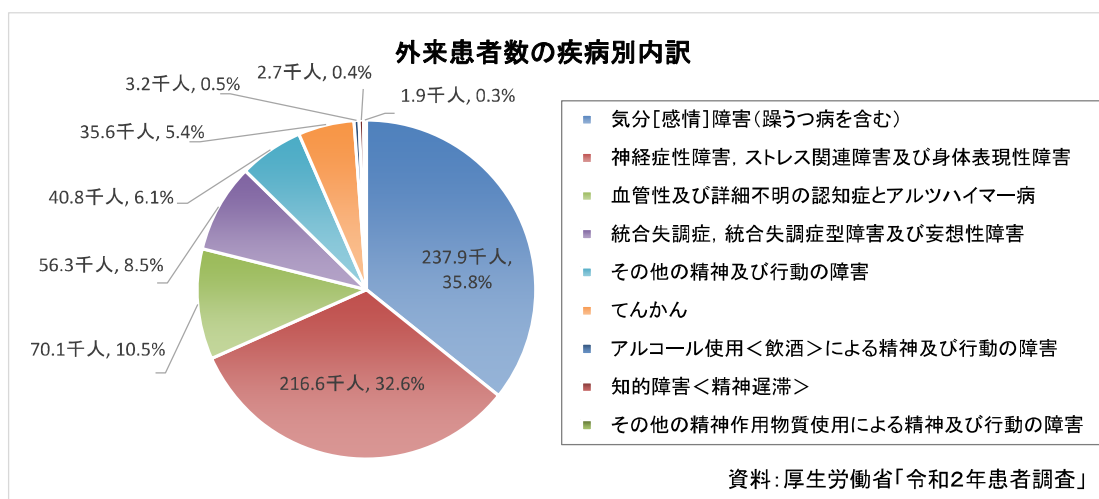
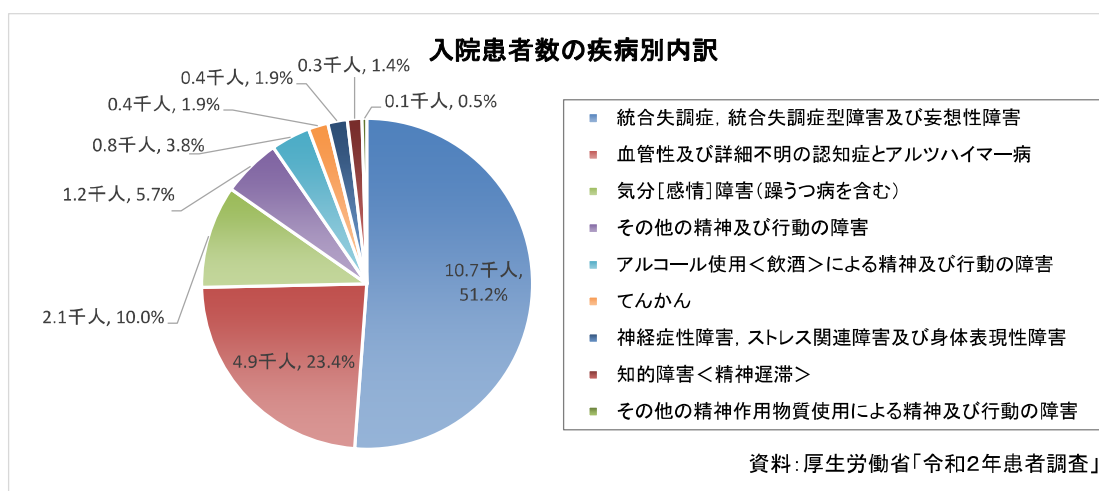


- 都内の入院患者数は約2万人であり、平均在院日数は全国平均の3分の2程度と短く、平成26年以降は200日を切っています。

入院患者の疾病別内訳を見ると、統合失調症が51.9%、認知症が23.8%、うつ病などの気分障害が10.2%という構成となっています。

- 一方、都内の外来患者数は約66万人であり、疾病別内訳を見ると、うつ病などの気分障害が35.9%、パニック障害などの神経症性障害が32.7%、認知症が10.6%、統合失調症が8.5%という構成となっています。

- 自立支援医療（精神通院医療）利用者は増加傾向が続き、令和4年度の都の給付決定者数は約28万人で、疾病別では、うつ病などの気分障害が46.6%、統合失調症が22.6%と、両者で全体の69.2%を占めています。



3 精神科医療資源・障害福祉サービス等の状況

- 都内の精神病床数は 21,293 床で、地域別では区部 6,455 床、多摩地域（市部、郡部）14,838 床となっています。また、人口 10 万人当たりの病床数は区部 66.6 床、多摩地域 457.5 床と、多摩地域に多く分布しています（令和 3 年 10 月 1 日現在）。

- 精神科を標榜する診療所は 1,418 か所で、地域別では区部 1,102 か所、多摩地域 312 か所、島部 4 か所と、区部に多く分布しています（令和 3 年 10 月 1 日現在）。

精神病床数及び診療所（精神科）の地域別状況

（単位：床、所）

区分	区部	多摩	計
精神病床数	6,455	14,838	21,293
人口10万対病床数	67	458	524
診療所数(精神科)	1,102	316	1,418

資料：令和3年「東京都の医療施設」

- 都内で訪問診療を提供する精神科病院は 14 か所、診療所は 100 か所となっています。また、都内で精神科訪問看護を提供する病院は 61 か所、診療所は 79 か所となっています（令和 5 年 7 月現在）。

精神科訪問診療の状況

（単位：所）

区分	区部	多摩	計
病院	5	9	14
診療所	88	12	100

精神科訪問看護の状況

（単位：所）

区分	区部	多摩	計
病院	22	39	61
診療所	68	11	79

資料：中部総合精神保健福祉センター「精神科・心療内科 医療機関名簿」
令和4年3月版（令和5年7月21日更新）

- 都内の訪問看護ステーション 1,754 か所のうち、1,378 事業所が自立支援医療（精神通院医療）の事業所指定を受けています（令和 5 年 9 月 1 日現在）。
- 区市町村の地域生活支援事業として、精神障害者に対する相談支援を行う地域活動支援センター I 型は都内に 81 か所あります（令和 5 年 4 月現在）。
- 都では、障害者が地域で安心して生活できる環境を整備するため、地域生活の場となるグループホーム等を重点的に整備しており、精神障害者向けのグループホームの定員は 3,761 人となっています（令和 4 年度末現在）。

4 地域で安心して暮らせる体制づくり（地域包括ケア）

（1）都民への普及啓発・相談対応

- 都立（総合）精神保健福祉センターによる広報活動や都民向け講演会など、広く都民に対して精神疾患や精神保健医療に関する正しい理解を促進するための普及啓発を実施しています。
- 都保健所及び都立（総合）精神保健福祉センターでは、地域住民からの心の健康相談について、電話相談や面接相談を実施しています。都立（総合）精神保健福祉センターでは、区市町村をはじめ、地域における関係機関に対し技術援助等を実施しています。
- 夜間においては、夜間こころの電話相談を実施しています。

（2）支援を必要とする人を支える地域の関係機関の連携体制の充実

- 精神障害者やメンタルヘルスの問題を抱える方が地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、二次保健医療圏ごとに、地域の関係機関による地域連携会議や症例検討会などを実施しています。

（3）精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組

- 東京都障害者・障害児施策推進計画では、1年以上の長期在院者数を令和5年度末時点で10,261人という目標を設定しており、長期在院者数は令和4年6月末時点で9,482人となっています。



- 精神科病院に入院している精神障害者の円滑な地域移行及び地域定着を進めるため、地域生活移行支援会議を開催するとともに、精神科病院と地域の関係機関との調整を担う地域移行コーディネーターの配置、ピアサポーター活用の推進、関係機関職員向け研修などを実施しています。

- 国が発出した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年1月に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定しました。策定以降、退院後支援に従事する職員を対象に都ガイドラインの運用に関する人材育成研修を実施しています。

(4) 地域生活の継続に向けた取組

- 未治療や治療中断等のため地域社会での生活に困難を来している精神障害者、又は精神障害が疑われる方に対し、保健所等と連携しながら都立（総合）精神保健福祉センターの専門職チームによる訪問支援を実施するとともに、地域生活に困難な問題が生じた場合には短期的に宿泊の場を提供し、個別支援計画に基づいて支援や医療の提供などを行っています。

また、関係機関による事例検討会や講習等の実施により、支援技法の普及や人材育成を図っています。

- 精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援の実施に向けた体制整備に取り組む区市町村を支援しています。

5 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり（救急医療）

(1) 措置入院

- 精神障害のために自傷他害のおそれがある精神障害者について、精神保健福祉法第23条に基づく警察官通報等による措置入院（精神科救急医療）を行っています。

- 措置診察（夜間は緊急措置診察）を実施するために、精神保健指定医の確保等体制を整備するとともに、診察の結果措置入院が必要な患者を入院させるために、指定病院として30病院298床を確保しています（令和5年4月1日現在）。

(2) 初期救急・二次救急医療体制

- 「精神科救急医療情報センター」を設置し、精神科に関する医療情報を提供するとともに、必要な情報を聴取して緊急性を判断し、トリアージやケース・マネジメント（調整）を行っています。

また、患者からの相談に対し、初期救急、二次救急等の受療案内を行っています。

- 夜間及び休日の初期救急・二次救急医療体制として、精神科救急医療情報センターによる相談・調整に加え、二次救急が可能な病床を3床（2病院）、初期救急が可能な医療機関を3か所確保しています。

（３）精神身体合併症救急医療体制

- 二次保健医療圏を組み合わせる5つのブロックに分け、精神障害者が身体疾患に罹患した際に、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、一般救急医療機関からの相談や受入れを行っています。

また、各ブロックにおいて連携会議や研修を行うことで、一般救急医療機関と精神科医療機関との連携強化を図っています。

- 夜間及び休日に身体疾患を併発した精神障害者に対し、精神症状により一般診療科での受診を困難とする場合に、あらかじめ確保してある合併症医療機関（都立等6病院）にて受入れを行っています（令和5年4月1日現在）。

- 精神科病院に入院中の患者が新型コロナに感染した場合等に、対応可能な精神科病院での受入れを行っています。

（４）災害時における精神科医療体制

- 災害時においても精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各体制整備の充実強化に向けて、東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議等において検討するとともに、関係機関等への普及啓発研修等を実施しています。

- 発災時における災害時精神科医療提供体制を整備するため、東京DPATの体制整備を進め、東京DPAT登録機関として31病院を指定しました（令和5年4月1日現在）。

- 令和元年度から災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院の指定を進め、災害拠点精神科病院3病院、災害拠点精神科連携病院24病院を指定しました（令和5年9月1日現在）。

6 多様な精神疾患ごとの医療体制の整備

(1) うつ病

- 令和2年に医療機関を受療しているうつ病・躁うつ病患者数（都民）は約24万人です。平成29年の12.2万人から2倍近く増加しています。
- 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法に関する専門職研修を実施しています。
- 都立中部総合精神保健福祉センターにおける「うつ病リターンワークコース」及び「うつ病ワークトレーニングコース」等、デイケアプログラムによる復職等への支援を実施しています。

(2) 統合失調症

- 令和2年度の統合失調症の入院患者数は約1万人です。
- 治療抵抗性統合失調症の治療薬であるクロザピンやmECT¹の普及を目指し、地域における連携体制の構築を検討するとともに、専門的治療に関する研修を実施しています。

(3) 依存症

- 都の依存症相談拠点である都立（総合）精神保健福祉センター、都保健所において、本人及び家族に対する相談支援、普及啓発活動を実施しています。
- 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、関係機関の職員を対象とした研修や連携会議を実施し、専門的知識の普及や関係機関の連携体制確保に取り組んでいます。
- アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症専門医療機関及び治療拠点機関を選定しています。

(4) 小児精神科医療

- 都立小児総合医療センターを拠点として、「こころ」と「からだ」を密接に関連付けた総合的な医療を提供しています。
- 発達障害児を地域で診られる体制づくりとして、講演や連絡会等を実施し医師・医療関係者との連携強化を行っています。

¹ mECT：修正型電気けいれん療法（modified electroconvulsive Therapy）

- 都内医療機関への医学的支援や福祉保健関係機関への相談対応、関係者への研修、都民向けシンポジウムやホームページによる情報提供などの普及啓発を実施しています。

(5) 発達障害児（者）

- 都の支援拠点である東京都発達障害者支援センターによる専門相談や就労支援などを実施するとともに、地域における総合的な支援体制の整備を推進しています。
東京都発達障害者支援センターでは、令和5年1月からはこども部門とおとな部門の2か所で事業を行っています。
- 区市町村が行う発達障害児の早期発見や成人期支援の体制構築を促進するとともに、区市町村や医療機関向けに研修を実施し、支援機関に従事する専門的人材の育成を行っています。
- 発達障害を専門的に扱う医療機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に対して研修等を実施しています。

(6) 高次脳機能障害者

- 東京都心身障害者福祉センターを支援拠点として、当事者とその家族に対する専門的な相談支援や研修、普及啓発等を実施しています。
- 区市町村における高次脳機能障害者への支援体制構築を支援するとともに、二次保健医療圏における高次脳機能障害のリハビリの中核を担う医療機関を拠点病院に指定し、圏域内の区市町村や支援機関に対し技術的支援を実施しています。

(7) 摂食障害

- 摂食障害は、若年者が罹ることが多いと言われていますが、年齢、性別等を問わず誰でもかかりうる精神疾患です。心身の成長等に大きな支障を来すほか、生命の危険を伴う場合もあります。未治療者や治療中断者も多いとされています。
- 都では、令和5年度より支援拠点病院の設置に向けた必要な検討を実施しています。

(8) てんかん

- てんかん医療はこれまで精神科始め、脳神経外科や小児科など多くの診療科により担われてきた経緯から、どの医療機関がてんかんの専門的な診療をしているのか、患者のみならず医療機関においても把握されていない現状があります。

一般の医師への情報提供や教育体制も十分ではなく、てんかん患者が地域の専門医療に必ずしも結びついていないとの指摘もあります。

- 令和4年度に東京都てんかん支援拠点病院を指定しました。

7 精神科病院における虐待防止等に向けた取組

- 医療機関の従事者による精神障害者への虐待行為はあってはならないものであり、精神科病院においては虐待行為の発生防止や早期発見・再発防止に向けた取組を行っています。

- 都ではこれまで、精神保健福祉法等に基づく立入検査等により、精神科病院に対し、患者への虐待を含む不適切な処遇に関する指導監督等を実施してきました。

都内の病院に対して院内で活用できるよう虐待防止等に係る研修・啓発資料を周知しているほか、東京都障害者権利擁護センターや東京都医療安全センター「患者の声相談窓口」等において、精神科病院における患者の権利擁護に関する相談等にも対応しています。

- また、精神医療審査会において、入院患者の人権に配慮した適切な医療の確保等についての審査を実施しています。

課題と取組の方向性

1 地域で安心して暮らせる体制づくり（地域包括ケア）

＜課題１－１＞都民への普及啓発・相談対応

- 精神疾患は、早期に発見し早期に治療に繋げることが重要ですが、精神疾患や精神保健医療に対する偏見や理解不足により、受診が必要な方への受診勧奨が円滑に進まないことがあります。
- 速やかに専門相談や医療に繋げるためには、メンタルヘルスの問題を抱える人々の身近に、精神疾患や精神保健医療を理解している支援者が存在することが必要です。

（取組１－１）都民への普及啓発・相談対応の充実

- 多様な精神疾患や精神保健医療に対する偏見や誤解が生じないよう、引き続き若年層から高齢者まで広く都民に正しい理解を促進するための取組を実施します。
- 都民の一人ひとりが正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等の支援者となるような普及啓発を区市町村が実施できるよう支援します。

＜課題１－２＞支援を必要とする人を支える地域の関係機関の連携体制の充実

- 精神障害者や精神保健に課題を抱える方が身近な地域で医療、障害福祉、介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備するためには、地域の精神科病院、一般診療科、訪問看護ステーション、薬局、保健所等が連携しながら体制整備に取り組むことが必要です。
- 二次保健医療圏ごとに実施している精神科医療地域連携事業については、精神科医療資源の少ない一部の圏域が事業未実施となっています。
- 身体合併症を有する精神障害者に対して、継続的かつ安定的に医療を提供する体制の確保が必要です。

(取組 1－2) 支援を必要とする人を支える地域の関係機関の連携体制強化

- 引き続き、地域における連携会議や症例検討会を実施し、精神科医療機関、一般診療科医療機関、薬局、区市町村、保健所などの相談支援機関等による連携体制を構築していきます。
- 各圏域の実施状況を共有する協議会の開催等により、連携手法を共有し、さらなる連携強化につなげます。
- また、一圏域での実施が困難な地域については、隣接する圏域を含めて事業を実施することなどにより、都全域での事業実施を目指します。
- 一般診療科と精神科の相互の連携体制強化に向け、一般診療科医師と精神科医師による研修会の全都的な実施を支援していきます。
- 身体合併症を有する入院患者に対して、地域の医療機関と連携して治療を実施する精神科病院を支援します。

<課題 1－3>精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組

- 新型コロナの影響で、地域の支援機関・病院・行政が連携して退院後支援に取り組むことが十分にできませんでした。
- 入院患者本人や家族の高齢化等により、地域生活への移行がより困難な方への支援を進める必要があり、精神科病院における退院支援の中心的役割を担う精神保健福祉士の配置等を更に促進する必要があります。
- ピアサポーター支援の成果を活かし、地域で生活する精神障害者の支援を充実させる必要があります。
- 入院患者が退院後に医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられる体制の整備が必要です。

（取組１－３）精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組の推進

- 地域の支援機関・病院・行政が連携して退院支援（地域移行・地域定着）を一層進めるため、地域移行コーディネーターの取組やピアサポーターの活用を推進します。
- 精神保健福祉士等の配置を促進するとともに、長期在院者の退院促進に向けたサポートなど、早期退院及び円滑な地域移行に向けた体制整備を図ります。
- 地域特性に応じた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、区市町村の取組を支援します。
- 保健所等が「東京都における措置入院退院後支援ガイドライン」を踏まえ、本人の了解（同意）に基づき、支援関係者等との協議の上、退院後支援計画を作成し、退院後支援の取組を進めていくことを促進します。

＜課題１－４＞地域生活の継続に向けた取組

- 未治療や治療中断中の精神障害者等に対する訪問支援に取り組む区市町村は増加傾向にありますが、より複雑困難な課題に直面しているケースに対する支援の充実が求められています。
- 入院が長期化しやすい難治性精神疾患を有する患者が専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できる体制の整備が必要です。

（取組１－４）地域生活の継続に向けた取組の推進

- 区市町村による多職種の訪問支援の体制の構築を引き続き支援するとともに、地域生活の中で、より困難な問題に直面している精神障害者に対し、都立（総合）精神保健福祉センターによるアウトリーチ支援等の取組を推進します。
- 支援技法の普及により、身近な地域での支援の取組を充実させることで、精神障害者の地域生活の安定化を図ります。
- 高齢や難治性精神疾患を有する長期入院者が地域で生活できる環境整備を目指し、地域の体制づくりの構築をしていきます。

2 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり（救急医療）

＜課題2－1＞精神科救急医療が必要な患者をより確実に適切な医療につなげる仕組みの検討

- 精神疾患の多様化や社会的背景の変化等により、既存の体制では精神科救急医療につなげることが困難なケースが増えています。
- 誰もが緊急時に適切な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制をより一層充実させるために必要な取組を検討する必要があります。

（取組2－1）精神科救急医療体制の整備

- 精神科救急医療が必要な患者を、より確実に適切な医療につなげるための体制について、精神科救急医療体制整備検討委員会等での検討を進め、整備します。
- 24時間365日、入院等が必要な患者の診療応需体制を整える常時対応型施設の指定等により、精神症状の増悪時等に速やかに医療を提供できる、新たな精神科救急医療体制を構築します。

＜課題2－2＞精神身体合併症救急患者の円滑な受入れに向けた検討

- 精神身体合併症救急患者の受入れに当たっては、一般診療科病院と精神科病院との連携体制の充実を図ることが重要です。
- 地域の相談体制における成果や課題を検証し、地域の実情に応じた効果的な相談体制の構築が必要です。
- 精神症状により一般診療科での受診を困難とする急性期の精神身体合併症患者に対し、確実に受け入れる精神科医療機関の体制整備が必要です。
- 今後、精神科患者が新たな感染症に罹患した際にも必要な対応が求められます。

（取組２－２）精神身体合併症救急医療体制の整備

- 地域の関係者会議等により、地域で受入れが困難な精神身体合併症救急患者の状況や要因等を検証し、地域の実情に応じた各ブロックの体制を検討します。
- 一般診療科と精神科の相互理解を促進する研修の充実や、精神症状等に応じた相談等支援体制の推進により、一般診療科医療機関との連携強化を図ります。
- 精神科患者身体合併症医療部会等において、夜間休日に身体疾患を併発した精神科患者へ対応する合併症医療機関の整備等、精神身体合併症救急患者が地域の中で必要な医療を受けられる体制について検討していきます。
- 新興感染症等を併発した患者について、精神科患者身体合併症医療事業等の活用により受入れを実施するなど、医療体制の整備を図ります。

＜課題２－３＞災害時における精神科医療体制の整備

- 多様化、大規模化する自然災害に備え、東京ＤＰＡＴや災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院がそれぞれの役割分担に応じた機能を十分発揮できるよう、より一層体制整備を進める必要があります。
- 発災時に区市町村、東京ＤＰＡＴ、全国からの応援医療チーム、保健活動班等が連携して対応することが必要です。
- ＤＰＡＴ先遣隊及び東京ＤＰＡＴについて、関係団体等との連携体制を構築するとともに、災害時及び新興感染症のまん延時にも対応できる体制の整備が求められます。

（取組２－３）災害時における精神科医療体制の整備の推進

- 東京ＤＰＡＴ養成研修やフォローアップ研修、災害拠点精神科病院等への訓練・研修等を通じて、精神科入院患者が円滑に転院することができる受入体制の整備を進めるとともに、発災直後から中長期までの災害時こころのケア体制を確保します。
- 大規模災害発生時における災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院の機能を維持するための支援を行います。
- 区市町村の災害時こころのケア体制に関する取組を共有し、関係団体等と連携することで、地域の精神保健福祉活動のバックアップを図ります。
- 災害時及び新興感染症に対応するため、ＤＭＡＴ等関係団体との具体的な連携、支援内容等について検討します。

３ 多様な精神疾患への対応**＜課題３－１＞うつ病**

- 都民のうつ病等患者数は年々増加しており、復職等、社会復帰に際しては病状等に応じた支援が求められています。

（取組３－１）うつ病

- 認知行動療法に関する専門職向け研修や都立中部総合精神保健福祉センターにおける復職等への支援を引き続き実施します。
- 関係機関に対しても復職支援のノウハウの普及を図ります。

＜課題３－２＞統合失調症

- 入院が長期化しやすい難治性精神疾患を有する患者が専門的治療を受けられるようにするためには、様々な地域で専門的治療を行う医療機関が存在する必要があります。

（取組３－２）統合失調症

- 引き続き専門的治療に関する研修等の実施により医療機関や地域の支援機関における対応力の向上を図ります。
- 地域における医療機関同士の連携体制の構築を進めます。

<課題3－3>依存症

- 依存症に関する正しい知識等の情報発信を行い、理解促進や早期の治療・相談支援等につなげることが必要です。
- 地域の関係機関の連携強化や専門医療機関等の整備、区市町村や医療従事者等の対応力の向上が必要です。

(取組3－3) 依存症

- 都立(総合)精神保健福祉センター、都保健所による本人及び家族等に対する相談・支援、普及啓発活動を引き続き実施します。
- 都立(総合)精神保健福祉センターにおいて関係機関の職員を対象とした研修や連携会議等、地域において様々な関係機関が密接に連携して支援を行います。
- 依存症の患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関の拡充を図るとともに、地域における連携体制の構築に向けた取組を推進します。

<課題3－4>小児精神科医療

- 医療機関をはじめとする関係機関が、心に問題を抱える子供や発達障害児等に適切な対応を行えるよう、その特性に関する正しい理解の促進が必要です。
- 心に問題を抱える子供に対して、都立小児総合医療センターにおける総合的な高度専門医療を提供するとともに、地域の関係機関が連携して支えていく体制の整備が必要です。

(取組3－4) 小児精神科医療

- 引き続き、都立小児総合医療センターを拠点とし、総合的な高度医療を提供するとともに、地域の関係機関が子供の心の診察や日常生活の中で、疾病や障害特性に応じた適切な対応が行えるよう、医療機関や児童福祉施設、保育・教育関係者等を対象とした各種研修等や普及啓発を実施します。

<課題3－5>発達障害児(者)

- 発達障害児は、早期発見・早期支援を行っていくことが重要であり、これまでの取組を更に進めるため、保育・教育・福祉等関係機関の更なる連携体制の充実が必要です。

- 成人期の発達障害者は、就労等の支援に合わせ、生活面で抱えている困難さに対応した支援の充実が必要ですが、区市町村における支援拠点が増えていません。
- また、二次障害として精神障害を併発している方も多く、医療的な支援の充実も求められます。

（取組 3－5）発達障害児（者）

- 区市町村を始めとした支援機関や医療機関の従事者に対する研修を引き続き実施するとともに、関係機関の更なる連携体制の充実を図ります。
- 成人期支援の充実に向け、東京都発達障害者支援センターのおとな部門、医療機関、生活支援・就労支援機関等との連携体制の構築を推進します。
- 東京都発達障害者支援センターによる専門相談や就労支援、関係機関への啓発等を引き続き実施するとともに、地域における家族への支援体制を整備します。

<課題 3－6> 高次脳機能障害

- 発症・受傷時から就労等の社会参加に至るまで、切れ目のない支援が提供されるよう、医療機関、区市町村、支援機関等の連携強化が求められています。
- 支援の充実を図るため、医療機関や地域の支援機関、企業等への理解促進や、限られた社会資源をより有効活用できる体制が必要です。
- 二次保健医療圏ごとにと組を推進していますが、各圏域で取組状況に差が生じています。

（取組 3－6）高次脳機能障害

- 東京都心身障害者福祉センターによる相談支援や、区市町村の支援体制構築に対する支援を引き続き実施します。
- 拠点病院と二次保健医療圏内の区市町村との協力による、急性期・回復期・維持期における医療機関や地域の支援機関への理解促進・連携強化を図るとともに、限られた社会資源をより有効活用できるよう、他圏域との連携も含めた体制整備を図ります。

＜課題3－7＞摂食障害

- 摂食障害患者が適切な治療を受けられるよう、都内における摂食障害の相談支援体制の整備等を進めていく必要があります。

（取組3－7）摂食障害

- 医療機関等の連携促進、患者・家族からの相談体制の整備、都民に対する正しい知識の普及啓発等を行う支援拠点病院を設置し、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制を整備します。

＜課題3－8＞てんかん

- 患者を適切な診療につなげるための各診療科間、各医療機関間の連携強化が必要です。
- 医療機関等職員のてんかんに関する専門性を高めるための人材育成や、てんかんへの正しい理解を深めるための情報発信等の取組強化が必要です。

（取組3－8）てんかん

- 東京都てんかん支援拠点病院において、てんかんに関する専門的な相談支援のほか、他の医療機関との連携強化やてんかん診療に携わる医師等への助言、普及啓発等を実施します。

4 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進

＜課題4＞精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進

- 令和5年2月、都内の精神科病院において職員による患者への虐待事案が発覚しました。
- また、令和6年4月1日施行の改正精神保健福祉法において、精神科病院における虐待防止措置や虐待を発見した者からの都道府県への通報が義務化されます。
- 虐待を起こさないためには、管理者や現場のリーダー層をはじめとした病院職員の患者の人権擁護に対する意識のさらなる向上とともに、ガバナンスの強化や風通しの良い組織風土の醸成が求められています。
- 患者への虐待が疑われる事案を発見した者等から通報、相談等を受けた際に、内容を検証し、速やかに必要な対応を行うための体制整備が求められています。

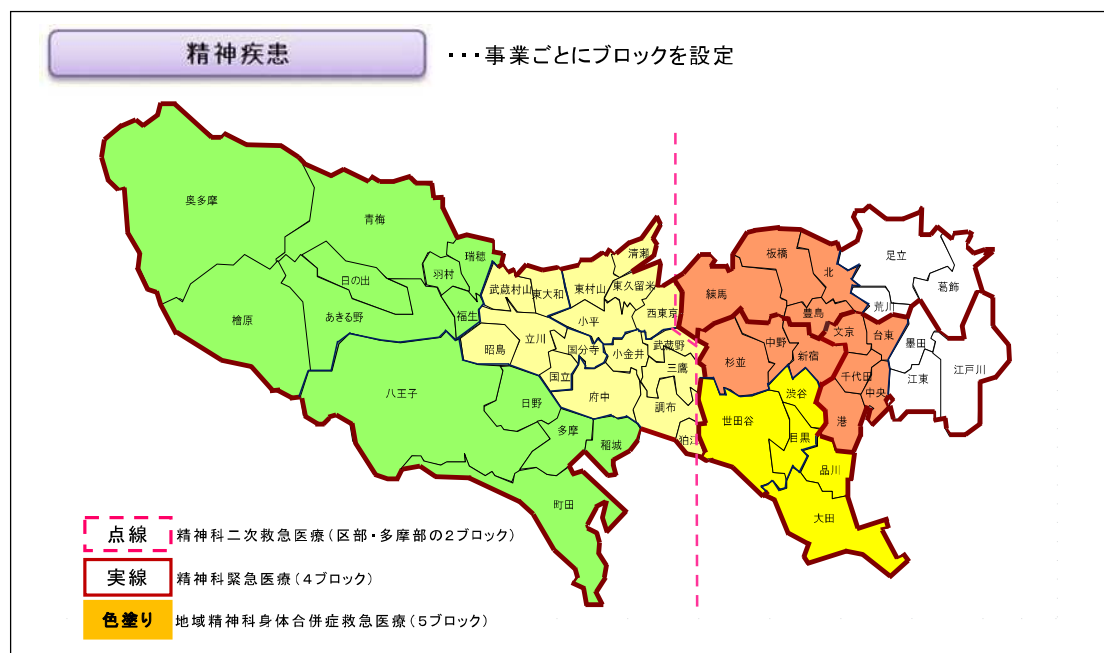
- 精神科病院においては、精神疾患により、本人の意思によらず入院が必要とされる場合があります。こうした非自発的入院による患者は、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、孤独感・自尊心の低下や、日常的な困りごとや受けた支援についての相談をすることが難しいといった悩みを抱えることがあります。

（取組4）精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進

- 都内全ての精神科病院を対象に、主に管理者層や現場のリーダー層に向けた虐待防止研修を新たに行い、院内における研修や普及啓発を通じた患者の人権擁護に対する病院職員の意識向上や精神科病院における虐待を発生させない組織風土作りに向けた取組を支援します。
- 精神科病院における虐待に関する通報や患者・家族からの相談に対応する専用の通報窓口を新たに設置し、虐待が疑われる事案の早期発見を図ります。
また、定期的な検査に加え、予告なしの臨時検査も実施する等、指導監督を効果的に実施していきます。
- 医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすい入院者に対して、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行うための訪問支援員を養成し、派遣する取組を新たに実施します。

事業推進区域

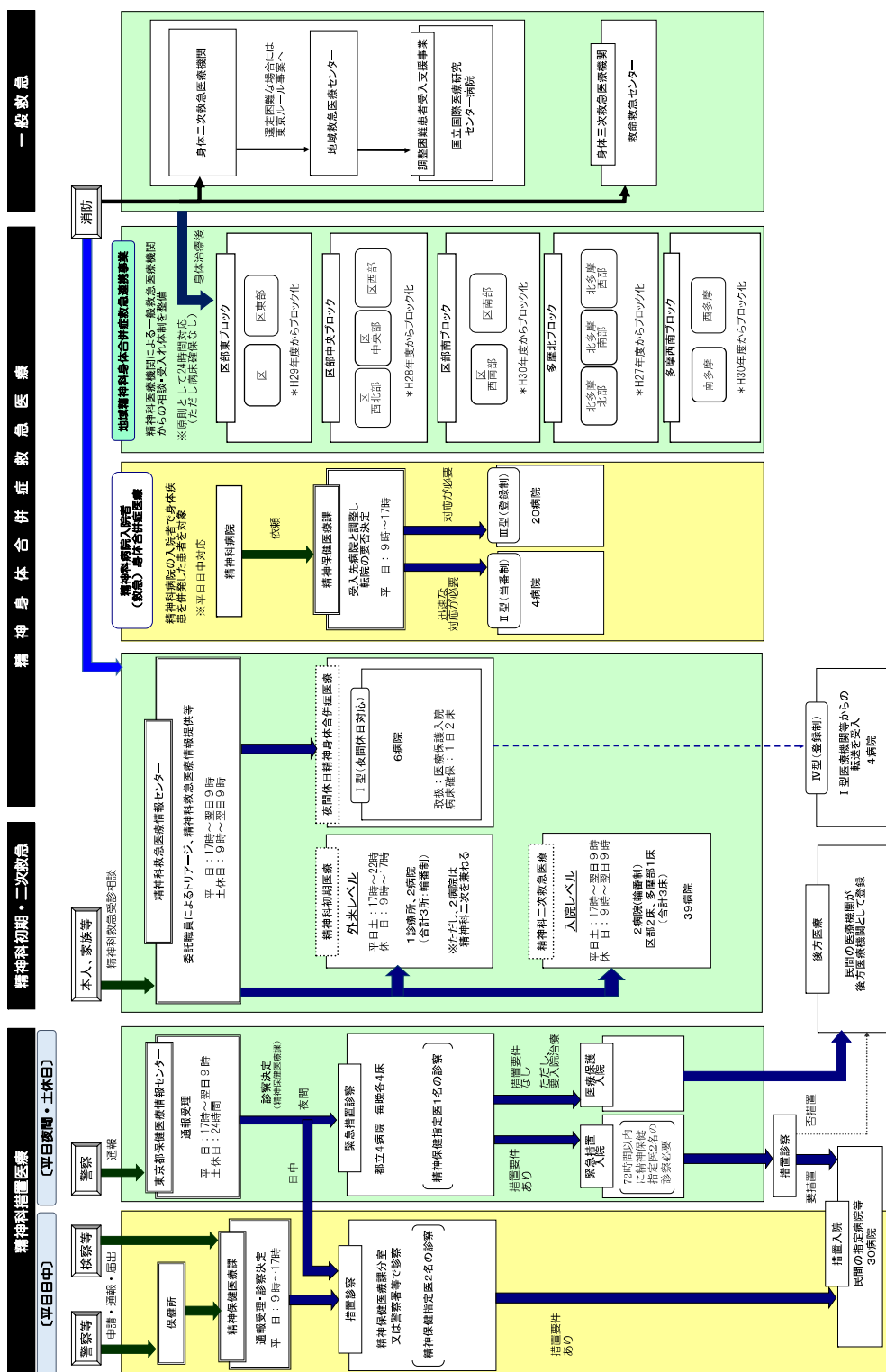
- 事業ごとにブロックを設定



評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組 1－3	入院後 3 か月時点の退院率	70.7% (令和元年度)	71.0%以上
	入院後 6 か月時点の退院率	85.5% (令和元年度)	86.0%以上
	入院後 1 年時点の退院率	91.7% (令和元年度)	92.0%以上
	長期在院者数 (入院期間 1 年以上)	65 歳以上 5,924 人 65 歳未満 3,558 人 (令和 4 年)	65 歳以上 5,142 人 65 歳未満 3,558 人以下 (令和 8 年度末)
	退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	328.5 日 (令和元年度)	329.0 日以上
取組 2－1 取組 2－2	精神科救急医療機関数 (常時対応型、病院群輪番型、外来対応施設及び身体合併症対応施設)	常時対応型 3 病院群輪番型 40 外来対応施設 32 身体合併症対応施設 6 (令和 4 年度)	充実・強化
取組 2－3	東京 D P A T の登録機関数及び隊員数、先遣隊の登録数	登録機関数 31 隊員数 299 先遣隊登録数 2 (令和 4 年度)	充実・強化
取組 3－3	依存症専門医療機関の数	アルコール 9 薬物 2 ギャンブル 1 (令和 4 年度)	増やす
取組 3－7	摂食障害支援拠点病院数	—	設置する
取組 4	虐待防止研修の参加医療機関数	—	全病院参加

東京の精神科病院に於ける精神科医の役割について



5 認知症

- 認知症になっても、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して生活できるよう、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進し、認知症の人が居住する地域にかかわらず等しく、その状況に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築します。

現状・これまでの取組

1 基本的な考え方

- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4年11月時点で約49万人に達し、令和22年には約57万人に増加すると推計されています。

認知症高齢者の推計[東京都]



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

- 都は、学識経験者、医療・介護関係者、都民等からなる「東京都認知症施策推進会議」を設置し、「認知症になっても認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、中長期的・具体的な認知症施策について様々な角度から検討してきました。
- 令和5年6月16日に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。

2 普及啓発・本人発信支援

- 都はこれまで、認知症シンポジウムやとうきょう認知症ナビの運営により、認知症に関する正しい理解の促進を図ってきました。
- また、認知症の人本人を「とうきょう認知症希望大使」に任命し、認知症の人本人からの情報発信を支援しています。

3 予防（認知症の発症や進行を遅らせる取組・研究の推進）

- 認知症予防には、認知症の発症遅延やリスク低減（一次予防）、早期対応・早期治療（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（B P S D）の予防・対応（三次予防）があり、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症の発症を遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤となるデータベースを構築するほか、認知症医療の質の向上等のため、A I 認知症診断システムを構築するなど、A I 等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進しています。
- 認知症の新たな薬として、認知症抗体医薬「レカネマブ」（レケンビ®点滴静注）が令和5年12月に販売開始されました。神経細胞を死滅させる「アミロイドβ」を除去することで、症状の進行を遅らせる効果があるとされています。

4 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 認知症に関する専門医療の提供体制を確保するため、二次保健医療圏における医療・介護連携の拠点として「地域拠点型認知症疾患医療センター」（12 か所）と、区市町村（島しょ地域等を除く。）における支援体制を強化し、区市町村における医療・介護連携の推進役となる「地域連携型認知症疾患医療センター」（40 か所）の整備を進めています。
- かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師など地域の医療従事者や、介護従事者を対象とした研修を実施するほか、認知症サポート医等の専門職に対する研修や地域の指導的役割を担う人材の育成を行っています。
- 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、行動・心理症状（B P S D）の改善が期待される「日本版B P S Dケアプログラム」の普及を図っています。

- 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにする必要があります。

5 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- 65歳未満で発症する若年性認知症の人は、都内に約4千人と推計されています。
- 若年性認知症に関するワンストップの相談窓口である「若年性認知症総合支援センター」を都内に2か所設置し、若年性認知症の人と家族を支援しています。
- 認知症疾患医療センターでは、認知症の人と家族、地域住民等が交流しあう「認知症カフェ」や、自身の希望や必要としていること等を認知症の人本人同士で語り合う本人ミーティング等を実施しています。

6 認知症の研究の推進

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、「認知症との共生・予防」を重点分野に位置付け、病院と研究所が一体化した法人である強みを生かして認知症研究を推進しています。
- 公益財団法人東京都医学総合研究所では取り組むべき課題の1つに「認知症」を位置づけ、認知症発症のメカニズムやその進行機序の解明に係る研究を行っています。

課題と取組の方向性

＜課題1＞認知症の人の増加への対応

- 都は、認知症の人が増加している現状等を踏まえて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、区市町村を始めとした関係機関と連携し、様々な施策を進めていくことが必要です。

（取組1）認知症施策の総合的な推進

- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「東京都認知症施策推進会議」において、中長期的な施策を検討していきます。
- 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、都の実情に即した認知症施策推進計画の策定についても検討します。

<課題2>普及啓発・本人発信支援

- 認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、都民の認知症に対する理解をより深めるとともに、認知症の本人が自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、希望を持って暮らすことができる姿等を発信する機会を確保することが必要です。

(取組2) 普及啓発及び本人発信支援の推進

- 認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」において、認知症の基礎知識や相談窓口等を分かりやすく紹介して都民への情報発信を充実していくほか、都民向けシンポジウムの開催など、都民の認知症に関する理解を促進していきます。
- 東京都の認知症本人大使を任命し、シンポジウム場などで体験等を語ってもらうなど、認知症の本人からの発信を支援していきます。

<課題3>認知症の予防の必要性

- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧改善等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されています。地域でこうした活動に参加できる環境の整備を進め、認知症の発症遅延やリスク低減、早期対応等、認知症予防に資する可能性のある取組を推進していく必要があります。

(取組3) 認知症の発症や進行を遅らせるための取組・研究の推進

- 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター・地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター等の研究機関が開発した認知症予防プログラムの活用や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関との連携などにより、認知症予防に取り組む区市町村を支援します。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤として構築したデータベースについて、オープンデータとして利活用を図るほか、AI認知症診断システムについて、医療現場での活用・普及を図るなど、AI等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進し、実用化につなげていきます。

<課題4-1>早期診断・早期支援

- 地域包括支援センターやかかりつけ医等が、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気づいて適切に対応するとともに、本人・家族等が支援を希望した場合には、適切に支援する必要があります。

- また、本人自身が早く気づき、早期対応できるよう、適切に情報提供及び支援を行うことも必要です。

（取組４－１）早期診断・早期支援の推進

- 認知症検診と検診後の支援のしくみづくりを進めるとともに、段階に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを推進していきます。
- 区市町村に配置した認知症支援コーディネーターと、地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが連携して、受診困難な認知症の人等を訪問し、早期に医療や介護のサービスにつなげる取組を進めていきます。
- 認知症アウトリーチチームが培った訪問支援のノウハウを提供するなど、区市町村における認知症初期集中支援チームの円滑な活動を支援します。

＜課題４－２＞医療提供体制の整備

- 認知症は原因疾患や進行段階により症状等が異なるため、鑑別診断後、その進行段階等に応じた適切な医療の提供が必要です。
- また、身体合併症や行動・心理症状を発症する認知症の人が多いことから、地域の多くの医療機関が、その機能や特性に応じて、認知症の人の症状が悪化したときなどに連携し、適切に対応できる診療体制の整備が必要です。
- 地域の関係機関と連携して本人や家族等を支える認知症サポート医の活動をさらに活性化していく必要があります。
- 令和５年１２月に販売が開始された認知症抗体医薬は、対象が早期のアルツハイマー病に限定されていることや、投与開始前に必要となる検査、投与開始後の頻繁なフォローアップ等ができる医療機関が限られること、投与対象とならない方への適切な配慮や治療対応が必要であること等の課題があります。

（取組４－２）医療提供体制の整備

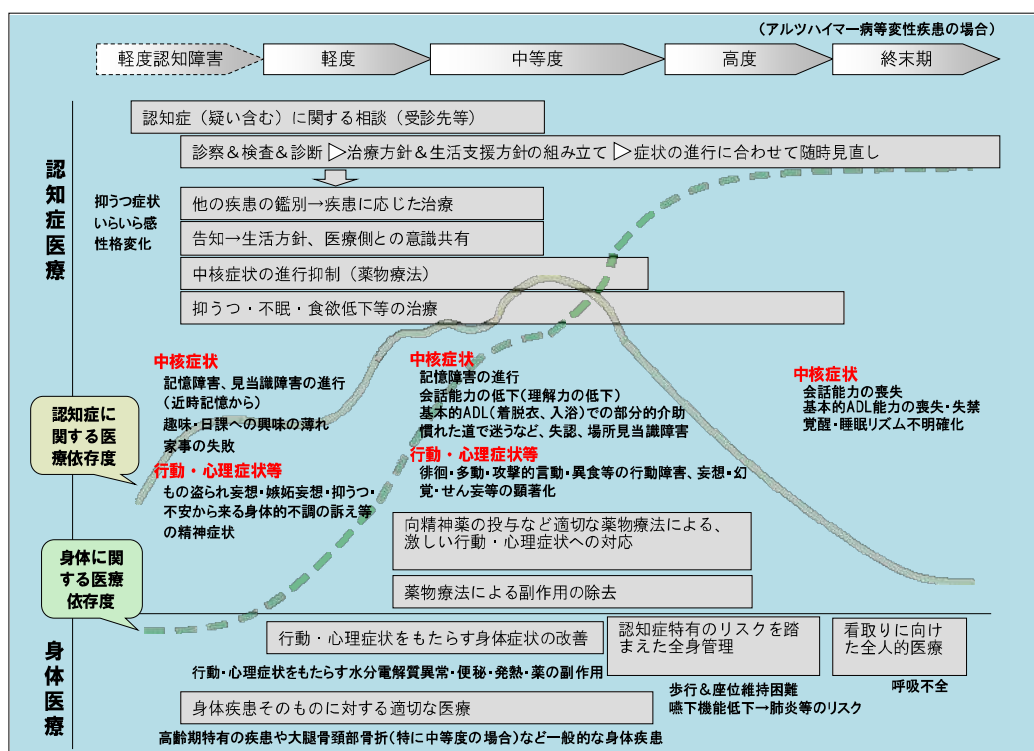
- 各区市町村（島しょ地域等を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに、医療機関同士及び医療・介護の連携を推進するほか、地域の医療・介護従事者の人材育成や、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症の人を地域で受け入れる体制づくりを進めていきます。

○ 島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域については、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」の認知症専門医等が、医療従事者等に対する相談支援、訪問研修等を実施し、未設置地域における認知症の人と家族への支援体制の充実を図ります。

○ 認知症抗体医薬による治療について、都民への正しい理解の促進を図るとともに専門職の人材育成等を進めることに加え、区市町村による早期診断と継続的な支援の取組を促進していきます。

○ 身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を認定するなど、認知症サポート医の活動の活性化を図ります。

認知症の経過と医療依存度



資料：東京都福祉保健局「東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書」（平成21年3月）

第1章

253

<課題4－3>医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上

- かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・訪問診療等の場面における医師、看護師等による支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気づいて適切に対応していくことが重要です。

(取組4－3) 医療・介護従事者の認知症対応力の向上

- かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師など高齢者に身近な医療従事者等が、認知症の疑いのある人に早期に気づき、適切な支援につなげるとともに、認知症の人の状況に応じた適切なケアや、口腔管理、服薬管理などが行えるよう、認知症対応力向上研修を実施していきます。
- 認知症支援推進センターにおいて、認知症サポート医等の専門職に対し、診療技術の向上等に資する実践的な研修を実施する等、地域において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材を育成します。
- 全ての区市町村が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が円滑に活動できるよう、研修の受講促進を図ります。
- 介護従事者に対して認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修等を実施するほか、認知症介護指導者等を引き続き養成し、認知症ケアの質の向上を図ってまいります。

<課題4－4>認知症ケアの質の向上と意思決定支援の推進

- 行動・心理症状（BPSD）は、認知症の人の在宅生活の継続を困難にする大きな要因となりますが、環境を整えたり、関わり方の工夫をしたりすること等により、症状の軽減が期待できるため、「日本版BPSDケアプログラム」の一層の普及が必要です。
- 人生の最終段階にあっても本人の尊厳を尊重した医療・介護等が提供されるよう、多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定を支援する取組を推進する必要があります。

（取組４－４）日本版ＢＰＳＤケアプログラム及び意思決定支援を普及・推進

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」の都内全域への普及を図ります。
- 医療・介護従事者が、本人の意思を尊重しながら診療や支援を行うとともに、本人の特性に応じた意思決定支援が行えるよう、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用して、医療・介護従事者への研修を充実していきます。

＜課題４－５＞家族介護者の負担軽減

- 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要です。

（取組４－５）家族介護者の介護負担軽減に向けた取組の推進

- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症の人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。

＜課題５－１＞認知症バリアフリー及び社会参加支援の推進

- 移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する必要があります。
- 認知症の人を含む高齢者が元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できる環境を整えることが求められています。

（取組５－１）認知症バリアフリーの推進及び社会参加への支援

- 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、認知症バリアフリーの一層の推進について、検討していきます。
- 認知症の人、家族、医療福祉関係者、地元企業等の多様な市民が話し合い、認知症の人が地域の一員として自分の役割を持てるよう、認知症の人の社会参加を促進する取組を推進していきます。

<課題5－2>認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備

- 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要です。

(取組5－2) 認知症の人と家族を支える地域づくりの推進

- 区市町村の認知症地域支援推進員が、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等地域の関係機関の連携を図るための支援を行うとともに、認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組等を推進します。
- 認知症の人や家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、その中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行います。
- チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援します。
- 認知症の人の行方不明・身元不明について、区市町村におけるGPS機器の活用やネットワークづくりの支援等を通じて、早期解決が図れるよう取り組んでいきます。
- 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型通所介護事業所など、認知症の人と家族の地域生活を支える介護サービス基盤の整備を進めていきます。

<課題5－3>若年性認知症への対応

- 若年性認知症は働き盛り世代で発症するため、就労の継続や経済的な問題、多重介護など高齢期に発症する認知症とは異なる特有の課題があります。若年性認知症の人や家族への支援体制を強化していく必要があります。

（取組5－3）若年性認知症施策の推進

- 若年性認知症の人を早期に適切な支援に結び付けられるよう、都内2か所の「若年性認知症総合支援センター」でワンストップの相談対応を行うとともに、地域包括支援センター職員などの支援者向け研修等を実施します。
- 医療機関を対象に、若年性認知症と診断された人へ早期に適切な支援を提供し、また適切な関係機関へ繋がるよう、知識・ノウハウの習得を図るための研修会を開催します。
- 若年性認知症の理解を深めるための普及・啓発を行うとともに、若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加の促進等を支援します。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、家族会への支援、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備に取り組む区市町村を支援します。

＜課題6＞認知症に関する研究

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターには、認知症に関するエビデンスとなる臨床・研究に係る膨大なデータが蓄積されており、これらのデータを活用し、認知症との共生・予防に向けた研究を進めていくことが必要です。
- 認知症の治療法や予防法の開発には、認知症の発症メカニズムを明らかにしていく必要があります。

（取組6）認知症に関する研究の推進

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、認知症の原因や診断マーカーとなるタンパク質や糖鎖等の解析、認知運動機能に異常をもたらす神経回路の解析や加齢に伴う中枢運動機能低下に関する研究に取り組んでいきます。
また、農園や空き店舗等の既存の地域資源を新たな着想により利活用するとともに、多様な社会参加の機会を提示することにより共生社会の実現に資する研究や、軽度認知障害高齢者などに対する介入研究を通して、支援プログラムの確立や普及に取り組んでいきます。
- センターが保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤として構築したデータベースについて、オープンデータとして利活用を図るほか、認知症医療の質の向上等を目的として構築したAI認知症診断システムについて、医療現場での活用・普及を図るなど、AI等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進し、実用化につなげていきます。

- 公益財団法人東京都医学総合研究所では、患者の脳に蓄積したタンパク質凝集体を高純度で抽出できる独自に開発した生化学的抽出手法を用いて、認知症発症メカニズムの解明を進め、治療法・予防法の開発に向けた基礎研究を推進していきます。

事業推進区域

- 認知症：区市町村

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組4－1	認知症の早期診断・早期支援に取り組む区市町村数	22 区市町 (令和4年度末)	62 区市町村
取組4－2	認知症サポート医養成研修修了者数	1,668 人 (令和4年度末)	2,000 人
取組5－2	チームオレンジの整備に取り組む区市町村数	17 区市町 (令和4年度末)	62 区市町村